

報道関係者 各位

令和4年5月10日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

## 埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年5月3日（火）から同月9日（月）において、埼玉労働局職員3名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該3名の所属と感染確認日ごとの内訳）

5月6日（金）1名（ハローワーク草加）

5月7日（土）1名（ハローワーク草加）

5月9日（月）1名（さいたま労働基準監督署）

保健所によると、当該3名の職員については、来庁者を含め濃厚接触者はないとの判断を得ております。

ただし、健康に不安のある方におかれましては、念のためかかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。